

会議名 (審議会等名)	令和3年第9回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	令和3年9月17日(金) 16:00~17:00		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	岸野有次、高橋博、鴨下重雄、鴨下輝秋、高橋金一、高橋正弘、阪本啓一、渡邊雅毅、大澤一浩、大堀金義	
	その他		
	事務局	高橋事務局長、山崎係長、江平主任	
欠席者	大久保勝盛、松嶋あおい、高杉隆行、井寺喜香 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため人数を減らしての縮小開催)		
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔11番〕渡邊雅毅委員、〔13番〕大澤一浩委員にお願いします。
-----	--

5 議案の審議

(1) 第1号議案

- ① 農地法第3条について
(今回はありません。)

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

- ① 農地法第4条について
(今回はありません。)
- ② 農地法第5条について

議 長	農地法第5条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。 〔2件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。

(3) 第3号議案 その他の事項について

- ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。

事務局	報告いたします。元は、植木畑としてウメが植えてあったところを野菜畑として作付け転換し、ジャガイモやサトイモなどのイモ類を中心に栽培しています。現在、農地の中心から北側で土壌の改良用のソルゴーを栽培し、南側の農地では、多品目の野菜を栽培しています。肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 2件目について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。こちらの農地は、自宅前と少し離れた所の農地の2か所になります。どちらもキウイを栽培しており、自宅前の農地では、ブドウも栽培しています。一般の方向けにもぎ取りも行っています。自宅へ続く通路及び作業所等の農地の一部を納税猶予適用農地から除外しています。適切に管理され、証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 3件目について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。

事務局	報告いたします。こちらの農地では、クリ、ミカンの他、多品目の野菜を生産し、庭先販売を行っています。肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 4件目について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。こちらの農地は、元は植木畑でしたが販売が難しい状況があり、昨年からJAにミカンとユズの出荷を始めました。その他、カキ、クリ、ネギ、トマトなども生産しています。肥培管理に問題ないため証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 5件目について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。こちらの農地では、クリを生産しています。出荷先は、JAで肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありま

		せん。
委員		事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長		この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
		〔「異議なし」との声あり〕
議長		異議なしと認め証明することといたします。 6件目について、事務局より説明をお願いします。
		〔事務局説明〕
議長		事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局		報告いたします。こちらの農地では、カキやウメの他ブロッコリー、キャベツ、ニンジン、サトイモなど多品目の野菜を生産しています。出荷先は、JAで肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありません。
委員		事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長		この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
		〔「異議なし」との声あり〕
議長		異議なしと認め証明することといたします。 7件目について、事務局より説明をお願いします。
		〔事務局説明〕
議長		事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局		報告いたします。こちらの農地は、自宅の前と少し離れた所の農地の2か所になります。自宅前のハウスでは、イチゴ、トマト、キュウリ、コマツナなどを生産しており、露地ではサトイモ、ナス、ニンジンなどの多品目の野菜を生産しています。 少し離れた農地では、ネギ、キャベツ、ジャガイモなどを生産してい

		ます。出荷先は、JAや庭先販売で、肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありません
委員	員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	長	異議なしと認め証明することといたします。 8件目について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局		報告いたします。こちらの農地は、植木畑です。販売状況が厳しいことから、今後は、野菜へ転換していきたいとのことです。肥培管理に問題ないことから証明することに問題ありません
委員	員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	長	異議なしと認め証明することといたします。

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長	長	相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局		こちらの畑は、多品目の野菜を生産しています。露地では、ピーマ

	<p>ン、オクラ、アマナガトウガラシの他、キウイ、カキ、ユズなどの果樹、ハウスでは、パプリカ、アマナガトウガラシなどを生産しています。</p> <p>出荷先は、JAやスーパーなどで、その他近くのコインランドリーに自動販売機を設置し販売しています。</p> <p>適切に肥培管理されており証明することに問題ありません。</p>
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。

③ 生産緑地の取得の斡旋について

議長	生産緑地の取得の斡旋について事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりました。この件について、ご質問等ございますか。
議長	無いようですので、地区担当委員におかれましては、取得を希望する農家の方がいらしたら、次回の会議までに事務局へ連絡をお願いいたします。

6 協議事項

議長	協議事項について事務局より説明をお願いします。
	〔(1)支部別座談会の開催について〕
事務局	支部座談会の開催日程、会場の準備等について、地区担当委員から支部長へ調整いただき、準備をお願いします。また、開催方法については、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、開催方法について検討していきたいと考えております。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。

	<p>無いようでしたら次へ移ります。</p> <p>〔(2)「第48回農業委員会等功労者」、「令和3年度農業功労者」表彰事業の実施について〕</p>
事務局	<p>2月に開催される農業者大会において表彰される事業です。基準に基づき事務局より該当する方に調整させていただき、農業委員会の会議に報告します。各委員からも候補者がいらっしゃいましたら、事務局へ連絡をお願いします。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようでしたら次へ移ります。</p>

7 報告事項

議長	<p>報告事項について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔(1)第61回企業的農業経営顕彰事業について〕</p>
事務局	<p>対象者となりそうな方を調査いたしましたが、要件に満たなかったため今年度については、推薦者なしとさせていただきます。</p>
議長	<p>ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。</p>

8 連絡事項

議長	<p>連絡事項について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔(1)農業委員会会長職務代理・部会長研究集会の開催について〕</p>
議長	<p>ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。</p>

9 その他

議長	<p>その他について何かございますか。</p> <p>〔(1)農地利用状況調査について〕</p>
委員	<p>例年8月に実施しております農地パトロールについて、前回の農業</p>

<p>議 長</p>	<p>委員会総会で、8月の暑い時期ではなく、9月、10月などの涼しい時期にずらしてはどうかとのご意見を頂きました。</p> <p>また、農家の皆様からもそのようなご意見を頂戴する機会が増えております。</p> <p>法律（農地法第30条）では「農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。」と規定されており、時期についての指定はございませんので、時期をずらすことは問題ありません。</p> <p>少し暑さが和らぐ9月、10月に調整していきたいと考えております。</p> <p>他にご質問等ございますか。</p> <p>無いようでしたら、これで令和3年第9回農業委員会の会議を終了させていただきます。</p>
------------	---

令和3年第9回小金井市農業委員会の会議次第

日 時 令和3年9月17日(金)
午後4時 開会
場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

4 会議録署名委員の指名

5 議案の審議

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 第1号議案 農地法に基づく農地の許可申請について・・・ | 0件 |
| (2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について・ | |
| ① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 0件 |
| ② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2件 |
| (3) 第3号議案 その他の事項について | |
| ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・ | 8件 |
| ② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について・・・ | 1件 |
| ③ 生産緑地の取得の斡旋について・・・・・・・・ | 1件 |

6 協議事項

- (1) 支部別座談会の開催について
- (2) 「第48回農業委員会等功労者」、「令和3年度農業功労者」表彰事業の実施について

7 報告

- (1) 第61回企業的農業経営顕彰事業について

8 連絡事項

- (1) 農業委員会会長職務代理・部会長研究集会の開催について

9 その他

10 閉会